

仕 様 書

(県立安芸津病院テレビ床頭台システム及び洗濯機器設置・運営業務)

1 設置機器等

- (1) 設置機器等は、次表のとおりとする。なお、実施にあたっては、予定設置台数を変更する場合がある。

	設 置 機 器 等	予定設置台数
(1)	テレビ	100 台
(2)	課金機（テレビ用）	100 台
(3)	床頭台	100 台
(4)	貴重品収納 BOX（セーフティボックス）	100 台
(5)	冷蔵庫	100 台
(6)	サイドキャビネット	100 台
(7)	有料個室用スピーカー	20 台
(8)	カード自動販売機	2 台
(9)	カード精算機	1 台
(10)	イヤホン販売機	2 台
(11)	外来患者用広報ディスプレイ	1 式
(12)	院内放送システム関連機器	1 式
(13)	B S・C S 関連機器	1 式
(14)	導入機器設置工事その他	1 式
(15)	洗濯機	3 台
(16)	乾燥機	3 台

- (2) すべての機器等の設置にかかる工事諸費用は事業者で負担すること。
(3) 各機器の具体的な設置場所は、当院が指示する。
(4) リユース品の使用は可とする。ただし、事前に当院の承認を得ること。

2 設置機器等に係る土地・建物賃借料及び光熱水費

(1) 土地・建物賃借料

- ア 設置機器等に対しては、表 1 に示す土地・建物賃借料（以下「定額賃借料」という。）を納付すること。
イ アの定額賃借料のほか、事業者が提案した使用料（以下「提案使用料」という。）を納付すること。
(ア) 提案使用料は、売上金額に料率を乗じて得た額を納付すること。
(イ) 提案使用料の料率は、各事業者の提案によるものとする。（百分率により提案し、小数点以下は第 1 位までとする。）
(ウ) 提案使用料は、毎月の請求とする。

(2) 光熱水費

設置機器等が消費する電力、水道等については、表2に示す利用料を納付すること。

(3) 定額賃借料及び光熱水費の改正について

定額賃借料については3年に一度（固定資産評価替の時）、光熱水費については必要に応じて改定される可能性があるので留意すること。

(4) その他

定額賃借料及び光熱水費は、視聴時間の長短に関わらず規定どおり徴収する。

(表1) 設置機器等に係る定額賃借料（令和7年4月現在）

A 1月あたりの土地の賃借料（月額）の算定式=
$m^2\text{単価} (\text{円}/m^2) \times \text{庁舎敷地面積} \div \text{庁舎延床面積} \times \text{定数} \times \langle\!\!\langle \text{占有面積}\rangle\!\!\rangle \times 1.10$ 22,382 円 1,207.250 m ² 6,908.70 m ² 0.0025
B 1月あたりの建物の賃借料（月額）の算定式=
$m^2\text{単価} (\text{円}/m^2) \times \text{定数} \times \langle\!\!\langle \text{占有面積}\rangle\!\!\rangle \times 1.10$ 182,110 円 0.0058
C 1月あたりの定額賃借料 算定式=A+B

- ア 定額賃借料は消費税込みとし、年度ごとに年額で定める。
- イ 定額賃借料は、全額を使用開始の日までに納付すること。
- ウ 定額賃借料の対象は床頭台、カード自動販売機、洗濯機、乾燥機等の設置機器等すべてに加え、設置・運営に必要な受信装置等の機器をすべて含む。
- エ 上記表のm²単価等は、あくまでも目安として利用すること。

(表2) 設置機器等に係る光熱水費

A 1月あたりの設置機器等に係る光熱水費（計量メーターがあるもの）
算定式=（当院の月間電気・水道等料金）×（メーター数）／（当院の月間電気・水道等使用量）
B 1月あたりの設置機器等に係る光熱水費（計量メーターがないもの）
算定式=（当院の月間電気・水道等料金）×（使用面積）／（全体面積）
C 1月あたりの光熱水費 算定式=A+B

※ 光熱水費は、電気、水道等各別に算定し、毎月若しくは隔月の請求とする。

3 設置機器等に関する条件

(1) テレビ

- ア 課金式（プリペイドカード）であること。
- イ モニターの大きさは19インチ以上とする、ただし、床頭台の幅を超えない程度とする。
- ウ リモコン付
- エ 複数人病室すべてにおいて、一斉カットシステム（視聴可能時間の制限及び音声カットが強制的に可能なシステム）を備えること。

(2) 課金機

- ア プリペードカード減算方式
- イ 機器内蔵臓式若しくは取り付け式
- ウ 残度数若しくは残時間表示

(3) 床頭台

- ア テレビ台兼用
- イ 木製若しくはスチール製
- ウ 移動用キャスター付
- エ 人感センサー式足元照明機能付
- オ 引出し等の段数は指定せず、各事業者の提案による。
- カ できるだけ多く収納箇所が設けられていること。
- キ 軽量かつ安全性が高くメンテナンスが簡便であること。

(4) 貴重品収納 BOX（セーフティーボックス）

- ア 床頭台取り付け型
- イ パンチカード方式（ただし、他の方式での提案も可、提案内容は1種類とする。）

(5) 冷蔵庫

- ア 床頭台取り付け型（床頭台からの取り外しは可能とすること。）
- イ 容量20リットル程度
- ウ ペルチェ式

(6) サイドキャビネット

- ア 床頭台と同素材かつ同柄とすること。
- イ 移動用キャスター付
- ウ 高さは75cm程度
- エ 幅は36cmまでとし、奥行きは床頭台と同一とする。
- オ 引き出し等の段数は指定せず、各事業者の提案による。

(7) 有料個室用スピーカー

- ア 設置予定のテレビに接続可能な端子を有していること。
- イ テレビに接続する接続するケーブルの全長は2m以上であること。
- ウ 床頭台内に配置が可能な大きさであること。
- エ USB接続等により電源供給が可能であること。

(8) カード自動販売機

- ア 種類は1,000円カードとする。（設置物件共通で兼用）

- イ 日本銀行が発行する現行紙幣に対応していること。
- ウ 履行期間中に新紙幣が発行された場合には、当該紙幣に対応できるよう必要な措置を無償で実施すること。

(9) カード精算機

- ア 精算単位 10 円
- イ 精算手数料無料

(10) イヤホン販売機

- ア 省スペースタイプ
- イ 衛生上、箱等に入った状態での販売とすること。

(11) 外来患者用広報ディスプレイ

- ア 42 インチ程度以上
- イ 薄型若しくは省スペース型のもの
- ウ 設置・制御に関する機材、運営に要する経費及び工事費用等は、全て事業者の負担とする。
- エ 放映するコンテンツについては、当院の指示に従って作成・変更すること。

(12) 洗濯機・乾燥機

- ア 全自動式 各 3 台程度
- イ 容量 4.5kg 以上
- ウ ランドリー内に設置可能なものとし、歩行者等の通行の妨げにならないものとする。
- エ テレビカード・硬貨併用

4 テレビ等放送内容に関する条件

- (1) 地上デジタル放送の 6ch (NHK 2ch、民放 4ch) すべてと、BSデジタル放送のうち、BS1、BSプレミアムが視聴可能とすること。その他の視聴可能なchについては提案による。
- (2) 院内放送用に 1ch 以上の整備を行い、入院患者等への広報ディスクを作成し、最低年 1 回以上、当院の指示に従って放送内容の見直しを行うこと。
- (3) 院内で実施するコンサート、講演会等について、当院の求めに応じて対象テレビの院内放送用chにより各テレビへの同時テレビ中継（録画を含む。）を行うこと。また、当院が必要とする場合は、中継録画内容についてDVDを作成し当院に提供すること。
- (4) NHK受信料、衛星放送受信料、インターネット回線等利用料等は事業者負担とし、適正な処理を行うこと。
- (5) 上記(1)～(4)の実施に必要な機材一式（コンサート時の音響機器含む）、番組作成に要する費用及び工事費用等は全て事業者の負担とする。

5 メンテナンスに関する条件

- (1) 一定の期間ごとに全設備の点検整備を実施すること。
- (2) 設置機器の故障時には、メンテナンス拠点から原則として 1 時間以内の対応ができること。

- (3) 土日祝日、年末年始等も対応可能なメンテナンス体制を整備すること。
- (4) 設置機器の故障時の連絡のため、フリーダイヤルを設置し、患者・職員等に連絡先を周知すること。
- (5) 緊急代替機器を複数台常備し、修理に時間を要する場合は速やかに交換すること。

6 事故発生時の責任

事業者は、当院の責めに帰することが明らかな場合を除き、本業務に関するすべての事項について一切の責任を負うこと。本業務に関して第三者に損害を与えた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとする。

7 利用料

各設置物件の利用料金は次のとおりとし、全額事業者の収益金とする。

- (1) テレビ 1時間 50円以下
- (2) 冷蔵庫 24時間 200円以下
- (3) 洗濯機・乾燥機
 - ア 洗濯：1行程（洗い・すすぎ・脱水）200円以下
 - イ 乾燥：30分 200円以下
- (4) イヤホン 1個 200円以下

8 環境整備

機器等の設置及び運営に関しては、常に入院患者及び外来患者等の療養環境の向上に心掛けること。

9 その他

(1) 現事業者との引継ぎ

機器の設置にあたっては、現行の事業者と協力・調整しながら円滑な引継ぎに努めること。

(2) 本協定の有効期間満了時等の注意

本協定の有効期間の満了若しくは本協定の解除により、本業務が終了したときは速やかに施設を原状回復し、次期事業者と協力・調整しながら円滑に施設を引き渡すものとする。なお、原状回復に要する費用はすべて事業者の負担とする。

(3) 再委託等の制限

事業実施予定者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に当院の承諾を得た場合を除く。

(4) 搬入・搬出等

事業者は、荷物の搬入・搬出・運搬等の際は当院の指示に従うこと。

(5) 情報の適正な管理

ア 事業者は、本業務を通じて知り得た情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その

他適正な管理のために必要な措置を講じること。使用許可期間満了後もまた同様とする。

イ 事業者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守すること。

(6) 業務の履行に関する措置

本業務を履行するに当たって著しく不適当と認められるときは、事業者に対して必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。事業者は、当該要求があったときは当該要求に係る事項について対応措置を決定し、必要な措置を講じること。

(7) 営業に必要な各種法令等に基づく許認可

運営事業者が主体的に取得し、漏れの無いように行うこと。

(8) 部分的に本仕様に拠れない場合には、代替案の提案や仕様以上の自由提案を行うこと。